

化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る 総量削減基本方針（第7次）の概要

1 総量削減基本方針について

水質総量削減は、水質汚濁防止法及び瀬戸内海環境保全特別措置法に基づき、人口及び産業が集中し、汚濁が著しい広域的な閉鎖性海域の水質改善を図るため、全ての汚濁発生源について、総合的・計画的に対策を進める制度である。

水質汚濁防止法第4条の2に基づく「総量削減基本方針」は、汚濁負荷の削減目標量及び削減の方途、目標年度等を定める、水質総量削減制度の根幹を成すものであり、昭和54年以来6次にわたり策定されている。

2 総量削減基本方針（第7次）の概要

第7次総量削減基本方針について、公害対策会議の議を経て、平成23年6月15日付けで環境大臣が策定。

(1) 目標年度 平成26年度

(2) 削減の方途

東京湾、伊勢湾及び大阪湾は水環境をさらに改善するため、瀬戸内海（大阪湾を除く。）は現在の水質からの悪化を防止するために、次の施策を講ずることにより、削減目標量の達成を図る。

- 下水道、浄化槽、農業集落排水施設等の整備、処理の高度化、適正な維持管理の推進等
- 適切な総量規制基準の設定による総量規制対象事業場の規制、小規模事業場等に対する上乗せ排水基準の設定、削減指導等
- 環境保全型農業の推進、家畜排せつ物の適正管理・高度利用の推進、養殖漁場の改善等
- 情報発信、普及啓発等
- 干潟・藻場の保全・再生、自然にある栄養塩や餌を利用して行う藻類養殖等の推進、底質改善対策の推進等

(3) 削減目標量

(単位：t／日)

| | | 削減目標量 (平成26年度における量) | 平成21年度における量 |
|---------------------------------|-------|------------------------|-------------|
| 東京湾 | COD | 177 | 183 |
| | 窒素含有量 | 181 | 185 |
| | りん含有量 | 12.1 | 12.9 |
| 伊勢湾 | COD | 146 | 158 |
| | 窒素含有量 | 115 | 118 |
| | りん含有量 | 8.7 | 9.0 |
| 瀬戸内海 ※()内の値 は大阪湾 分で内数 | COD | 472 (116) | 468 (118) |
| | 窒素含有量 | 440 (103) | 433 (104) |
| | りん含有量 | 27.4 (6.6) | 28.0 (7.2) |

3 今後のスケジュール

総量削減基本方針に基づき、関係都府県において、削減目標の達成に向けた総量削減計画の策定及び総量規制基準の設定が行われる。

水質総量削減とは

根拠：水質汚濁防止法・瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和53年改正により導入)

- (1) 人口・産業が集中する広域的な閉鎖性海域の水質汚濁を防止するための制度であり、5年ごと6次にわたり実施
- (2) 指定項目：化学的酸素要求量(COD)、窒素、りん
(窒素、りんは第5次水質総量削減から指定項目に追加)
- (3) 指定水域・指定地域

東京湾

・埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県の関係地域

伊勢湾

・岐阜県、愛知県、三重県の関係地域

瀬戸内海

・京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、福岡県、大分県の関係地域



水質総量削減制度の概要

総量削減基本方針(環境大臣)

目標年度、削減目標量、削減に関する基本的事項

総量削減計画(都府県知事)

発生源別(生活排水、産業排水、その他)の削減目標量、方途等

総量規制基準

・日平均排水量50m³以上の特定事業場に対する**負荷量**(=濃度×水量)の規制

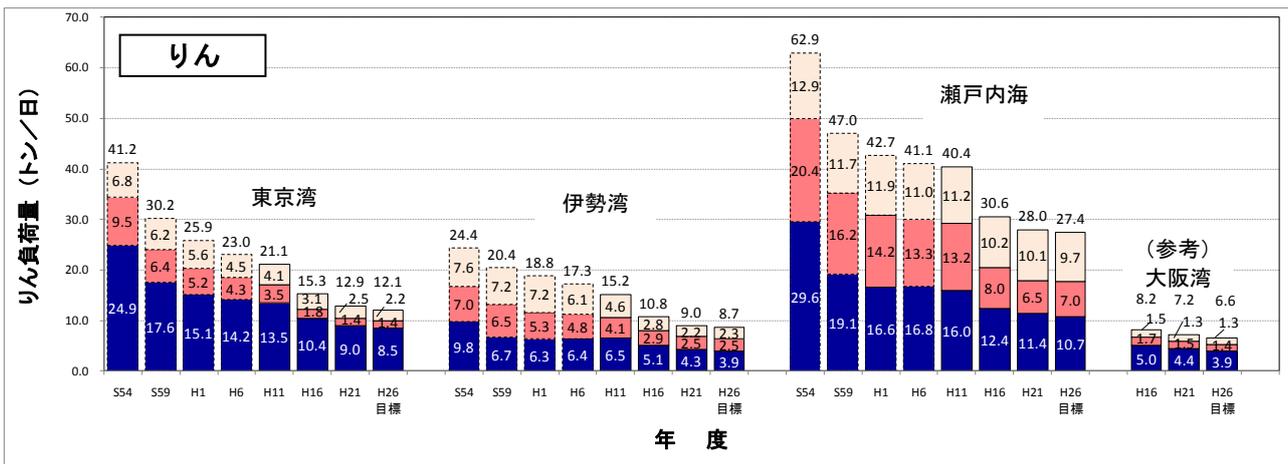
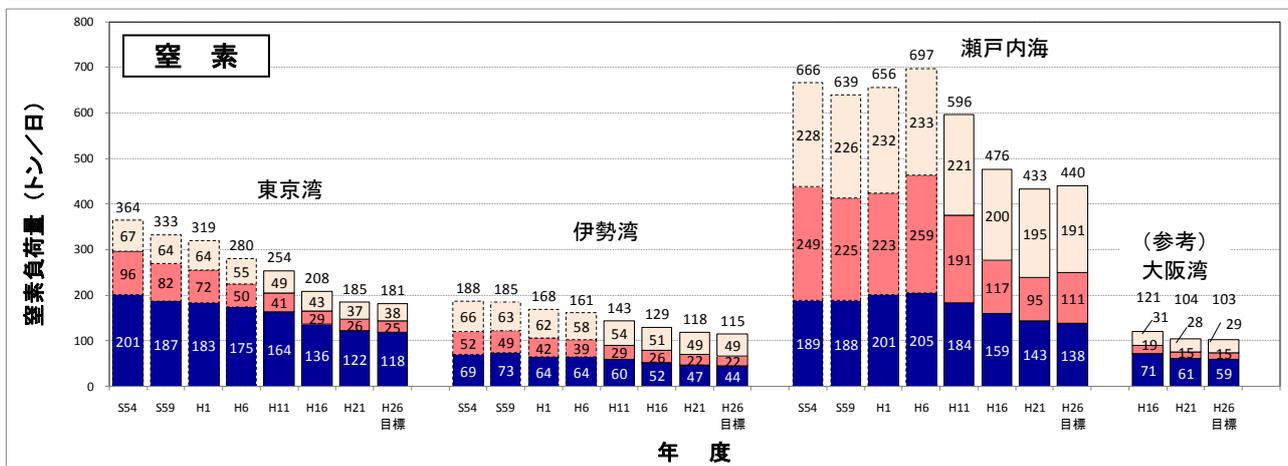
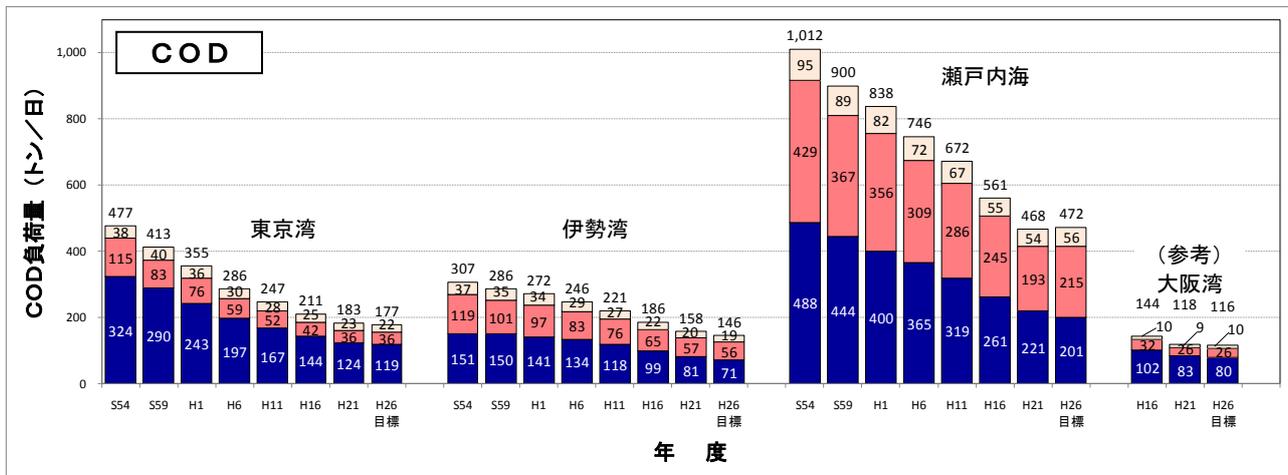
削減指導等

・小規模事業場等対策
・未規制事業場対策
・農業、畜産農業等

事業の実施

・下水道・浄化槽等の整備
・その処理の高度化

汚濁負荷量の推移及び削減目標量



■ 生活排水 ■ 産業排水 ■ その他

(注1) 窒素及びりんは第5次から導入。点線の棒グラフは、関係都府県のデータの集計による。
 (注2) 昭和54～平成21年度（大阪湾は平成16～平成21年度）の値は実績、平成26年度は目標量を示す。